

独立行政法人北方領土問題対策協会中期計画、平成20年度～平成23年度業務実績一覧表

独立行政法人北方領土問題対策協会中期計画	平成20年度業務実績	平成21年度業務実績	平成22年度業務実績	平成23年度業務実績
<p>「独立行政法人北方領土問題対策協会」(以下「協会」という。)は、中期目標に掲げられた事項を確実に実施し、その目標を達成するため、この計画を作成する。</p> <p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)について、中期目標の最終年度(平成24年度)における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度(平成19年度)に対して、7%削減する。</p> <p>業務経費(特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。)については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。</p>	<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>平成20年度は、前年度に対し予算額で2,497千円の効率化を図り、中期目標における一般管理費(人件費及び一時経費を除く)の削減目標の達成に向けて計画どおり順調に削減を図った。</p> <p>なお、決算額についても、予算額内において推移している。</p> <p>また、業務経費についても、中期計画どおり前年度比1%の削減を図った。</p>	<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>平成21年度は、前年度に対し予算額で197千円の効率化を図り、中期目標における一般管理費(人件費及び一時経費を除く)の削減目標の達成に向けて計画どおり順調に削減を図った。なお、決算額についても、予算額内において推移している。</p> <p>また、業務経費についても、中期計画どおり前年度比1%の削減を図った。</p>	<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>平成22年度は、前年度に対し予算額で346千円の効率化を図り、中期目標における一般管理費(人件費及び一時経費を除く)の削減目標の達成に向けて計画どおり順調に削減を図った。なお、決算額についても、予算額内において推移している。</p> <p>また、業務経費についても、中期計画どおり前年度比1%の削減を図った。</p>	<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>平成23年度は、前年度に対し予算額で192千円の効率化を図り、中期目標における一般管理費(人件費及び一時経費を除く)の削減目標の達成に向けて計画どおり順調に削減を図った。なお、決算額についても、予算額内において推移している。</p> <p>また、業務経費についても、中期計画どおり前年度比1%の削減を図った。</p>

<p>「中期目標期間中終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)における主務大臣の見直し案(平成18年12月5日、以下「協会業務の見直し」という。)及び独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <p>・ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、平成22年度末に常勤職員を1名削減するとともに、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>「中期目標期間中終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」における主務大臣の見直し案及び独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、以下の措置を講じた。</p> <p>役職員の給与に関しては国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人事院勧告に準じて、給与規定の改正を行なっているところである。給与水準の適正性について、国家公務員の給与水準との比較検証を行い、国家公務員を100%とした場合、当法人は90.9%という国家公務員の給与水準を下回る低水準のラスパイレス指数で推移しており、この状況を協会ホームページで公表した。</p>	<p>「中期目標期間中終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」における主務大臣の見直し案及び独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、以下の措置を講じた。</p> <p>役職員の給与に関しては国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人事院勧告に準じて、給与規定の改正を行なっているところである。給与水準の適正性について、国家公務員の給与水準との比較検証を行い、国家公務員を100%とした場合、当法人は95.4%という国家公務員の給与水準を下回る低水準のラスパイレス指数で推移しており、この状況を協会ホームページで公表した。</p>	<p>「中期目標期間中終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」における主務大臣の見直し案及び独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、以下の措置を講じた。</p> <p>役職員の給与に関しては国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人事院勧告に準じて、給与規定の改正を行なっているところである。給与水準の適正性について、国家公務員の給与水準との比較検証を行い、国家公務員を100%とした場合、当法人は96.2%という国家公務員の給与水準を下回る低水準のラスパイレス指数で推移しており、この状況を協会ホームページで公表した。</p>	<p>「中期目標期間中終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」における主務大臣の見直し案及び独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、以下の措置を講じた。</p> <p>役職員の給与に関しては国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人事院勧告に準じて、給与規定の改正を行なっているところである。給与水準の適正性について、国家公務員の給与水準との比較検証を行い、国家公務員を100%とした場合、当法人は100.1%と国家公務員の給与水準とほぼ同水準のラスパイレス指数であった。ただし、在勤している地域を勘案したラスパイレス指数では95.0%であり、地域及び学歴を勘案したラスパイレス指数では92.0%と国家公務員より低い水準で推移している。なお、この状況を協会ホームページで公表している。</p>
--	---	---	---	---

<p>・平成20年度内に札幌事務所を移転することにより、一般管理費の削減を図る。</p> <p>・契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）による。「随意契約見直し計画」（平成19年12月）を着実に実施し、その取組状況を公表する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p>	<p>「独立行政法人北方領土問題対策協会の組織・業務の見直し案」（平成18年12月5日内閣府決定）及び「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、札幌事務所の移転を行い、一般管理費の削減を図った。</p> <p>「独立行政法人における随意契約の見直しについて」及び「平成19年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について」等を踏まえ、内部規程を改正する等、契約事務の適正化に努めた。</p> <p>なお、「随意契約見直し計画」において、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、可能な限り一般競争入札等によることとしており、平成20年度においては、競争入札を実施したが予定価格を超えたため、随意契約とならざるを得なかったもの及び財務省通知により随意契約が認められている財務諸表の官報公告を除き、競争性のある契約方式で実施した。</p> <p>また、監事監査においては、入札や</p>	<p>—</p> <p>「独立行政法人における随意契約の見直しについて」及び「平成19年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について」等を踏まえ、内部規程を改正する等、契約事務の適正化に努めた。</p> <p>さらに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者等で構成される契約監視委員会を設置し、検証を実施した。</p> <p>その結果、平成21年度においては、財務省通知により随意契約が認められている財務諸表の官報公告を除き、すべて競争性のある契約方式で実施した。</p> <p>また、監事監査においては、入札や</p>	<p>—</p> <p>「独立行政法人における随意契約の見直しについて」、「平成19年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について」及び「平成20年度における内閣府所管独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成21年12月9日政委35号）等を踏まえ、内部規程を改正する等、契約事務の適正化に努めた。</p> <p>さらに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき策定された「随意契約等見直し計画」（平成22年4月1日）に沿って、一般競争入札等における真の競争性の確保に努める等、更なる契約の適正化に努めた。</p>	<p>—</p> <p>「独立行政法人における随意契約の見直しについて」、「平成19年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について」等を踏まえ、内部規程を改正する等、契約事務の適正化に努めた。</p> <p>さらに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき策定された「随意契約等見直し計画」（平成22年4月1日）に沿って、一般競争入札等における真の競争性の確保に努める等、更なる契約の適正化に努めた。</p> <p>その結果、平成23年度においては、財務省通知により随意契約が認められている財務諸表の官報公告を除き、すべて競争性のある契約方式で実施し</p>
---	--	--	---	--

<p>・ 内部統制・ガバナンス強化に向けた検討を行い、その向上を図る。</p>	<p>契約行為が国の基準に基づいて規定されている内規に従い適正に実施されているかどうかについて、契約書等の関係資料のチェックや会計執行者等への聴取を会計担当の事務補助を伴って実施し、その合規性が認められた。また、財務諸表監査の枠内において会計監査人からの意見を聴取した。</p> <p>内部統制の検討を行い、内部統制の推進を図るには、コンプライアンスを実践することが重要であることから、関係法令及び内部規程に関し、日々の業務において徹底して事務を推進するよう、連絡会議等の場において、職員に注意喚起を行い、内部統制の強化に努めた。</p>	<p>契約行為が国の基準に基づいて規定されている内規に従い適正に実施されているかどうかについて、契約書等の関係資料のチェックや会計執行者等への聴取を会計担当の事務補助を伴って実施し、その合規性が認められた。また、財務諸表監査の枠内において会計監査人からチェックを受けた。</p> <p>内部統制の検討を行い、内部統制の推進を図るには、コンプライアンスを実践することが重要であることから、新たに「役職員行動規範」を制定し、その他関係法令及び内部規定と合わせて、日々の業務において徹底して事務を推進するよう、連絡会議等の場において、職員に注意喚起を行い、コンプライアンス・内部統制の推進に取り組んだ。</p>	<p>その結果、平成 22 年度においては、財務省通知により随意契約が認められている財務諸表の官報公告及び東京事務所の賃貸借契約の継続を除き、すべて競争性のある契約方式で実施した。</p> <p>また、監事監査においては、入札や契約行為が国の基準に基づいて規定されている内規に従い適正に実施されているかどうかについて、契約書等の関係資料のチェックや会計執行者等への聴取を会計担当の事務補助を伴って実施し、その合規性が認められた。また、財務諸表監査の枠内において会計監査人からチェックを受けた。</p> <p>内部統制の検討を行い、「コンプライアンス規程」及び「公益通報者の保護に関する規程」を制定し、その他関係法令及び内部規定と合わせて、日々の業務において徹底して事務を推進するよう、連絡会議等の場において、職員に注意喚起を行い、さらに外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催し、協会のコンプライアンスの状況について意見を聴く等、コンプライア</p>	<p>た。</p> <p>また、監事監査においては、入札や契約行為が国の基準に基づいて規定されている内規に従い適正に実施されているかどうかについて、契約書等の関係資料のチェックや会計執行者等への聴取を会計担当の事務補助を伴って実施し、その合規性が認められた。また、財務諸表監査の枠内において会計監査人からチェックを受けた。</p> <p>「コンプライアンス規定」をはじめとする各種規定を整備し、その他関係法令及び内部規定と合わせて、日々の業務において徹底して事務を推進するよう、連絡会議等の場において、職員に注意喚起を行い、さらに外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催し、協会のコンプライアンスの状況について意見を聴く等、コンプライアンス・内部統制の推進に取り組んだ。</p>
---	---	--	--	--

<p>・ 財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。</p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 国民世論の啓発</p> <p>① 北方領土返還要求運動の推進</p> <p>幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、「北方領土返還要求運動都道府県民</p>	<p>会計監査人及び監事により監査を受けた財務諸表及び決算報告書により、決算情報並びに一般業務勘定及び貸付業務勘定に区分したセグメント情報の公表を官報だけでなく協会ホームページでも行っており、公表の充実及び財務内容の透明性の確保がなされた。</p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 国民世論の啓発</p> <p>① 北方領土返還要求運動の推進</p> <p>全国に設置されている「北方領土返還要求運動都道府県民会議」(以下、県民会議という。)並びに返還要求運動に</p>	<p>会計監査人及び監事により監査を受けた財務諸表及び決算報告書により、決算情報並びに一般業務勘定及び貸付業務勘定に区分したセグメント情報の公表を官報だけでなく協会ホームページでも行っており、公表の充実及び財務内容の透明性の確保がなされた。</p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 国民世論の啓発</p> <p>① 北方領土返還要求運動の推進</p> <p>全国に設置されている「北方領土返還要求運動都道府県民会議」(以下、県民会議という。)並びに返還要求運動に</p>	<p>ンス・内部統制の推進に取り組んだ。</p> <p>また、法人の長のマネジメント等の取組みとして、各種会議等において、常日頃より組織運営方針や、法人のミッション等を伝えることで、法人の長がリーダーシップを発揮できる環境作りを行った。</p> <p>会計監査人及び監事により監査を受けた財務諸表及び決算報告書により、決算情報並びに一般業務勘定及び貸付業務勘定に区分したセグメント情報の公表を官報だけでなく協会ホームページでも行っており、公表の充実及び財務内容の透明性の確保がなされた。</p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 国民世論の啓発</p> <p>① 北方領土返還要求運動の推進</p> <p>全国に設置されている「北方領土返還要求運動都道府県民会議」(以下、県民会議という。)並びに返還要求運動に</p>	<p>また、法人の長のマネジメント等の取組みとして、各種会議等において、常日頃より組織運営方針や、法人のミッション等を伝えることで、法人の長がリーダーシップを発揮できる環境作りを行った。</p> <p>会計監査人及び監事により監査を受けた財務諸表及び決算報告書により、決算情報並びに一般業務勘定及び貸付業務勘定に区分したセグメント情報の公表を官報だけでなく協会ホームページでも行っており、公表の充実及び財務内容の透明性の確保がなされた。</p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 国民世論の啓発</p> <p>① 北方領土返還要求運動の推進</p> <p>全国に設置されている「北方領土返還要求運動都道府県民会議」(以下、県民会議という。)並びに返還要求運動に</p>
---	---	---	--	---

<p>会議」及び返還要求運動に取り組む民間団体等との連携を図り、全国において各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多く都道府県等に於いて適切になされるよう引き続き全都道府県に働きかける。これらの活動水準を100回以上に維持するとともに、支援内容が適切なものとなるよう努める。また、推進委員の適切な配置及び必要な情報の提供に努め、各都道府県との連携を緊密にする。</p> <p>これらの事業の実施による効果は、各都道府県民会議等における啓発事業の実施件数、事業の内容の充実状況、これらの事業への国民の参加数等の状況、講演会等参加者の反応の状況（派遣講師等を通じて把握）等の指標により把握するものとするが、引き続き、啓発事業による効果を把握するための指標についても検討する。</p>	<p>取り組む民間団体で組織される「北方領土返還要求運動連絡協議会」（以下、北連協という。）等が実施する事業に対し、啓発資料・資材の提供、啓発パネル・ビデオの貸与、講師派遣、経費等の支援を行った。これらの事業終了後には、参加人数、参加者の反応状況等を記載する事業実施報告書の提出を受けて事業の効果を把握している。</p> <p>平成 20 年度の各種大会等に対する支援実績は 129 回であり、内訳は以下のとおり。</p> <p><内訳></p> <table border="0"> <tr> <td>県民大会</td> <td>35回</td> </tr> <tr> <td>研修会・講演会</td> <td>19回</td> </tr> <tr> <td>キャラバン・署名活動等</td> <td>34回</td> </tr> <tr> <td>パネル展</td> <td>31回</td> </tr> <tr> <td>北連協等が行う啓発活動</td> <td>10回</td> </tr> </table> <p>○講師派遣実績 48回</p> <p>なお、県民会議等の返還要求運動団体が事業を計画する際には、費用対効果等を十分考慮に入れるとともに、常</p>	県民大会	35回	研修会・講演会	19回	キャラバン・署名活動等	34回	パネル展	31回	北連協等が行う啓発活動	10回	<p>取り組む民間団体で組織される「北方領土返還要求運動連絡協議会」（以下、北連協という。）等が実施する事業に対し、啓発資料・資材の提供、啓発パネル・ビデオの貸与、講師派遣、経費等の支援を行った。これらの事業終了後には、参加人数、参加者の反応状況等を記載する事業実施報告書の提出を受けて事業の効果を把握している。</p> <p>平成 21 年度の各種大会等に対する支援実績は 133 回であり、内訳は以下のとおり。</p> <p><内訳></p> <table border="0"> <tr> <td>県民大会</td> <td>34回</td> </tr> <tr> <td>研修会・講演会</td> <td>19回</td> </tr> <tr> <td>キャラバン・署名活動等</td> <td>35回</td> </tr> <tr> <td>パネル展</td> <td>34回</td> </tr> <tr> <td>北連協等が行う啓発活動</td> <td>11回</td> </tr> </table> <p>○講師派遣実績 50回</p> <p>なお、県民会議等の返還要求運動団体が事業を計画する際には、費用対効果等を十分考慮に入れるとともに、常</p>	県民大会	34回	研修会・講演会	19回	キャラバン・署名活動等	35回	パネル展	34回	北連協等が行う啓発活動	11回	<p>取り組む民間団体で組織される「北方領土返還要求運動連絡協議会」（以下、北連協という。）等が実施する事業に対し、啓発資料・資材の提供、啓発パネル・ビデオの貸与、講師派遣、経費等の支援を行った。これらの事業終了後には、参加人数、参加者の反応状況等を記載する事業実施報告書の提出を受けて事業の効果を把握している。さらに、事業の効果を把握する指標について、ヒアリングを行うなどして検討を進めた。</p> <p>平成 22 年度の各種大会等に対する支援実績は 136 回であり、内訳は以下のとおり。</p> <p><内訳></p> <table border="0"> <tr> <td>県民大会</td> <td>34回</td> </tr> <tr> <td>研修会・講演会</td> <td>18回</td> </tr> <tr> <td>キャラバン・署名活動等</td> <td>37回</td> </tr> <tr> <td>パネル展</td> <td>37回</td> </tr> <tr> <td>北連協等が行う啓発活動</td> <td>10回</td> </tr> </table> <p>○講師派遣実績 47回</p>	県民大会	34回	研修会・講演会	18回	キャラバン・署名活動等	37回	パネル展	37回	北連協等が行う啓発活動	10回	<p>取り組む民間団体で組織される「北方領土返還要求運動連絡協議会」（以下、北連協という。）等が実施する事業に対し、啓発資料・資材の提供、啓発パネル・ビデオの貸与、講師派遣、経費等の支援を行った。これらの事業終了後には、参加人数、参加者の反応状況等を記載する事業実施報告書の提出を受けて事業の効果を把握している。さらに、事業の効果を把握する指標として、専門事業者の意見を受けながら、一部の都道府県で実施した県民大会において参加者へのアンケートを実施し、効果把握について検討を進めた。今回のアンケート結果を踏まえ、24年度以降も段階的にアンケート実施事業を拡大し、適切な効果の把握に努めることとした。</p> <p>平成 23 年度の各種大会等に対する支援実績は 143 回であり、内訳は以下のとおり。</p> <p><内訳></p> <table border="0"> <tr> <td>県民大会</td> <td>35回</td> </tr> <tr> <td>研修会・講演会</td> <td>15回</td> </tr> </table>	県民大会	35回	研修会・講演会	15回
県民大会	35回																																					
研修会・講演会	19回																																					
キャラバン・署名活動等	34回																																					
パネル展	31回																																					
北連協等が行う啓発活動	10回																																					
県民大会	34回																																					
研修会・講演会	19回																																					
キャラバン・署名活動等	35回																																					
パネル展	34回																																					
北連協等が行う啓発活動	11回																																					
県民大会	34回																																					
研修会・講演会	18回																																					
キャラバン・署名活動等	37回																																					
パネル展	37回																																					
北連協等が行う啓発活動	10回																																					
県民大会	35回																																					
研修会・講演会	15回																																					

	<p>に節約を心がけ効率的、効果的な事業実施が行われるように、事業内容、規模、過去の実績等を踏まえ、年度当初の各事業計画に合致しているかを確認した上で、支援及びその額を確定している。</p> <p>また、北対協と県民会議、都道府県との緊密な連携を推進するためのパイプ役を担う推進委員を全都道府県に各1名配置した。年度当初には、推進委員全国会議を開催し政府、北対協からの事業方針を推進委員を通じて県民会議へ伝達することにより、県民会議事業の計画・実施が効率的に行われるよう努めた。その他、推進委員には、四半期毎に活動報告書の提出を求め、各県の活動状況等を把握している。</p>	<p>に節約を心がけ効率的、効果的な事業実施が行われるように、事業内容、規模、過去の実績等を踏まえ、年度当初の各事業計画に合致しているかを確認した上で、支援及びその額を確定している。</p> <p>また、北対協と県民会議、都道府県との緊密な連携を推進するためのパイプ役を担う推進委員を全都道府県に各1名配置した。年度当初には、推進委員全国会議を開催し政府、北対協からの事業方針を推進委員を通じて県民会議へ伝達することにより、県民会議事業の計画・実施が効率的に行われるよう努めた。その他、推進委員には、四半期毎に活動報告書の提出を求め、各県の活動状況等を把握している。</p>	<p>なお、県民会議等の返還要求運動団体が事業を計画する際には、費用対効果等を十分考慮に入れるとともに、常に節約を心がけ効率的、効果的な事業実施が行われるように、事業内容、規模、過去の実績等を踏まえ、年度当初の各事業計画に合致しているかを確認した上で、支援及びその額を確定している。</p> <p>また、北対協と県民会議、都道府県との緊密な連携を推進するためのパイプ役を担う推進委員を全都道府県に各1名配置した。年度当初には、推進委員全国会議を開催し政府、北対協からの事業方針を推進委員を通じて県民会議へ伝達することにより、県民会議事業の計画・実施が効率的に行われるよう努めた。その他、推進委員には、四半期毎に活動報告書の提出を求め、各</p>	<p>キャラバン・署名活動等 43回 パネル展 39回 北連協等が行う啓発活動 11回</p> <p>○講師派遣実績 46回</p> <p>なお、県民会議等の返還要求運動団体が事業を計画する際には、費用対効果等を十分考慮に入れるとともに、常に節約を心がけ効率的、効果的な事業実施が行われるように、事業内容、規模、過去の実績等を踏まえ、年度当初の各事業計画に合致しているかを確認した上で、支援及びその額を確定している。</p> <p>また、北対協と県民会議、都道府県との緊密な連携を推進するためのパイプ役を担う推進委員を全都道府県に各1名配置した。年度当初には、推進委員全国会議を開催し政府、北対協からの事業方針を推進委員を通じて県民会議へ伝達することにより、県民会議事業の計画・実施が効率的に行われるよう努めた。その他、推進委員には、四半期毎に活動報告書の提出を求め、各</p>
--	---	---	--	---

<p>「北方領土を目で見る運動」の一環として、根室地域に建設された啓発施設「北方館」等の充実を図るとともに、保有資産の有効活用の観点から意見箱を設置することにより、来館者からの施設に対する要望等をきめ細かく把握し、これらの啓発施設について、保有目的に照らしてさらなる有効活用が図られるよう検討する。</p>	<p>道東地域に保有する北方館、別海北方展望塔、羅臼国後展望塔に意見箱を設置し、来館者の感想・要望等の集約を行った。その結果、これまでの充実策により、特段の展示物増設などの施設充実についての要望はなかったが、今後とも予算のあり方や現地管理者等の意見を聴取した上で、各施設の充実について検討を行い、次年度以降計画的に改善していくこととした。なお、来館者からは大変有意義な施設で素晴らしいなどの感想が多く聞かれ、国民の啓発のための施設として有効に利用されている。</p>	<p>道東地域に保有する北方館、別海北方展望塔、羅臼国後展望塔に意見箱を設置し、来館者の感想・要望等の集約を行った。その結果、これまでの充実策により、来館者の満足度は高かったが、今後とも予算のあり方や現地管理者等の意見を踏まえ、各施設の充実について検討を行い、次年度以降計画的に改善していくこととした。なお、来館者からは大変有意義な施設で素晴らしいなどの感想が多く聞かれ、国民の啓発のための施設として有効に利用されている。</p>	<p>道東地域に保有する北方館、別海北方展望塔、羅臼国後展望塔に意見箱を設置し、来館者の感想・要望等の集約を行った。その結果、これまでの充実策により、来館者の満足度は高かったが、今後とも予算のあり方や現地管理者等の意見を踏まえ、各施設の実況について検討を行い、次年度以降計画的に改善していくこととした。なお、来館者からは展示が充実している、大変有意義な施設などの感想が多く聞かれ、国民の啓発のための施設として有効に利用されている。</p>	<p>県の活動状況等を把握している。</p> <p>さらに、平成 23 年度においては、国民とりわけ若い世代が北方領土問題に対する関心を高めるため、内閣府と共同で、「北方領土返還要求全国キャンペーン」を実施した。イベントには、家族連れや 10 代、20 代の参加者が多くみられ、全国で約 20,000 人の参加者があり、国民世論の一層の啓発に効果的であった。</p> <p>道東地域に保有する北方館、別海北方展望塔、羅臼国後展望塔に意見箱を設置し、来館者の感想・要望等の集約を行った。その結果、これまでの充実策により、来館者の満足度は高かったが、要望事項として挙げられた事項については、一部は 23 年度中に対応し、その他の要望事項については、予算や管理者等の意見も踏まえ、次年度以降計画的に改善していくこととした。なお、来館者からは北方領土問題の発生日手理解できたなどの感想が多く聞かれ、国民の啓発のための施設として有効に利用されている。</p>
---	---	---	---	--

<p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施</p> <p>(ア) 返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうための事業を実施する。</p> <p>また、協会が主催する事業については、アンケート調査を実施し、参加者の反応の状況を把握し、意見を事業に反映させるように努める。</p>	<p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施</p> <p>(ア)後継者対策事業</p> <ul style="list-style-type: none">○北方少年交流事業（東京近郊）開催日：7月23日～28日参加者：元島民3世等8名○北方領土問題青少年・教育指導者現地研修会（根室市）開催日：8月12日～13日参加者：全国の教育指導者等85名、 中高生56名○北方領土ゼミナール（根室市）開催日：9月3日～4日参加者：全国の大学生等54名○北方領土問題学生研究会（東京都）（第1回）開催日：7月18日～19日参加者：学生研究会メンバー16名（第2回）開催日：3月24日参加者：学生研究会メンバー16名 <p>なお、参加者には報告書もしくはアンケートの提出を求めており、アンケートでは9割以上の参加者から有意義</p>	<p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施</p> <p>(ア)後継者対策事業</p> <ul style="list-style-type: none">○北方少年交流事業（東京近郊）開催日：7月22日～27日参加者：元島民等3世等8名○北方領土問題青少年・教育指導者現地研修会（根室市）開催日：8月13日～14日参加者：全国の教育指導者等82名、 中高生57名○北方領土ゼミナール（根室市）開催日：9月2日～3日参加者：全国の大学生等50名○北方領土問題学生研究会（東京都）（第1回）開催日：8月23日参加者：学生研究会メンバー13名（第2回）開催日：10月3日～4日参加者：学生研究会メンバー10名（第3回）開催日：3月20日参加者：学生研究会メンバー6名	<p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施</p> <p>(ア)後継者対策事業</p> <ul style="list-style-type: none">○北方少年交流事業（東京近郊）開催日：7月23日～28日参加者：元島民等3世等8名○北方領土問題青少年・教育指導者現地研修会（根室市）開催日：8月18日～19日参加者：全国の教育指導者等62名、 中高生70名○北方領土ゼミナール（根室市）開催日：9月7日～8日参加者：全国の大学生等42名○北方領土問題学生研究会（東京都）（第1回）開催日：7月19日参加者：学生研究会メンバー14名（第2回）開催日：11月20日～21日参加者：学生研究会メンバー等22名（第3回）開催日：3月27日参加者：学生研究会メンバー8名	<p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施</p> <p>(ア)後継者対策事業</p> <ul style="list-style-type: none">○北方少年交流事業（東京近郊）開催日：7月22日～27日参加者：元島民等3世等7名○北方領土問題青少年・教育指導者現地研修会（根室市）開催日：8月19日～20日参加者：全国の教育指導者等61名、 中高生60名○北方領土ゼミナール（根室市）開催日：9月6日～7日参加者：全国の大学生等41名○北方領土問題学生研究会（東京都）（第1回）開催日：10月1日参加者：学生研究会メンバー等10名（第2回）開催日：11月19日参加者：学生研究会メンバー等11名（第3回）開催日：3月4日参加者：学生研究会メンバー8名
---	---	---	--	--

<p>(イ) 学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するため、都道府県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設置と活動に対して</p>	<p>であったとの回答を得ている。これらの報告書及びアンケートは、次年度事業のプログラム策定に当たっての参考資料として有効に利用した。</p> <p>(イ)北方領土問題教育者会議 北方領土教育の充実・協会を図るため、各都道府県に「北方領土問題教育者会議」の設置を推進した。</p>	<p>なお、参加者には報告書もしくはアンケートの提出を求めており、アンケートでは全ての参加者から有意義であったとの回答を得ている。これらの報告書及びアンケートは、次年度事業のプログラム策定に当たっての参考資料として有効に利用した。</p> <p>(イ)北方領土問題教育者会議 北方領土教育の充実・協会を図るため、各都道府県に「北方領土問題教育者会議」の設置を推進した。</p>	<p>なお、参加者には報告書もしくはアンケートの提出を求めており、アンケートでは9割以上の参加者から有意義であったとの回答を得ている。これらの報告書及びアンケートは、次年度事業のプログラム策定に当たっての参考資料として有効に利用した。</p> <p>(イ)北方領土問題教育者会議 北方領土教育の充実・協会を図るため、各都道府県に「北方領土問題教育者会議」の設置を推進した。</p>	<p>なお、参加者には報告書もしくはアンケートの提出を求めており、アンケートでは9割以上の参加者から有意義であったとの回答を得ている。これらの報告書及びアンケートは、次年度事業のプログラム策定に当たっての参考資料として有効に利用した。</p> <p>また、平成23年度においては、全国の中学生を対象とした「北方領土問題に関するスピーチコンテスト」を開催し、全国から3,969件の応募があり、内閣府特命担当大臣賞1名をはじめ10名を表彰した。</p> <p>その他、教育現場における北方領土教育の推進のための北方領土学習教材集や、インターネット等を通じた啓発の充実のため北方領土問題を啓発する動画を作成し、協会ホームページで公開した。</p> <p>(イ)北方領土問題教育者会議 北方領土教育の充実・協会を図るため、各都道府県に「北方領土問題教育者会議」の設置を推進した。</p>
---	--	--	--	---

<p>全都道府県に引き続き働きかけるとともに、同会議での成果を教育関係者にフィードバックするよう努め、その活動状況を把握する。</p> <p>③ わかりやすい情報の提供</p> <p>刊行物、パンフレット、インターネット等を活用して、北方領土問題について国民が正しく理解し、認識を深めることができるよう関連資料や最新のデータを幅広く提供する。協会のウェブサイトに関しては、特に学生や子供にも知識をわかりやすく伝えるよう工夫する。</p>	<p>さらに、北方領土問題教育者会議全国会議をはじめ、各種会議において各県の活動状況などを共有化し、また資料・資材の供与等を積極的に行うことにより、北方領土問題を授業で取り上げる環境を整え、北方領土教育の充実・強化を図った。</p> <p>《平成 20 年度設立府県》</p> <p>三重県、大阪府</p> <p>(既設置県：33 都道府県)</p> <p>○北方領土問題教育者会議全国会議</p> <p>開催日：3 月 14 日</p> <p>参加者：教育者会議代表、県民会議</p> <p>関係者等 64 名</p> <p>③ わかりやすい情報の提供</p> <p>啓発パンフレット・文具等を作成し、返還要求運動について理解と認識を深めてもらうよう全国各地で行われる各種啓発事業等において配布した。</p> <p>また、協会ウェブサイトは、新規コンテンツの作成、既存コンテンツの迅速な更新等の推進に努め、協会、関係団体・機関で発行しているパンフレッ</p>	<p>さらに、北方領土問題教育者会議全国会議をはじめ、各種会議において各県の活動状況などを共有化し、また資料・資材の供与等を積極的に行うことにより、北方領土問題を授業で取り上げる環境を整え、北方領土教育の充実・強化を図った。</p> <p>《平成 21 年度設立県》</p> <p>愛媛県</p> <p>(既設置県：34 都道府県)</p> <p>○北方領土問題教育者会議全国会議</p> <p>開催日：2 月 27 日</p> <p>参加者：教育者会議代表、県民会議</p> <p>関係者等 66 名</p> <p>③ わかりやすい情報の提供</p> <p>啓発パンフレット・文具等を作成し、返還要求運動について理解と認識を深めてもらうよう全国各地で行われる各種啓発事業等において配布した。</p> <p>また、協会ウェブサイトは、新規コンテンツの作成、既存コンテンツの迅速な更新等の推進に努め、協会、関係団体・機関で発行しているパンフレッ</p>	<p>さらに、北方領土問題教育者会議全国会議をはじめ、各種会議において各県の活動状況などを共有化し、また資料・資材の供与等を積極的に行うことにより、北方領土問題を授業で取り上げる環境を整え、北方領土教育の充実・強化を図った。</p> <p>《平成 22 年度設立県》</p> <p>福井県、広島県、高知県</p> <p>(既設置県：37 都道府県)</p> <p>○北方領土問題教育者会議全国会議</p> <p>開催日：2 月 26 日</p> <p>参加者：教育者会議代表、県民会議</p> <p>関係者等 77 名</p> <p>③ わかりやすい情報の提供</p> <p>啓発パンフレット・文具等を作成し、返還要求運動について理解と認識を深めてもらうよう全国各地で行われる各種啓発事業等において配布した。</p> <p>また、協会ウェブサイトは、新規コンテンツの作成、既存コンテンツの迅速な更新等の推進に努め、協会、関係団体・機関で発行しているパンフレッ</p>	<p>さらに、北方領土問題教育者会議全国会議をはじめ、各種会議において各県の活動状況などを共有化し、また資料・資材の供与等を積極的に行うことにより、北方領土問題を授業で取り上げる環境を整え、北方領土教育の充実・強化を図った。</p> <p>《平成 23 年度設立県》</p> <p>山梨県、岡山県</p> <p>(既設置県：39 都道府県)</p> <p>○北方領土問題教育者会議全国会議</p> <p>開催日：2 月 26 日</p> <p>参加者：教育者会議代表、県民会議</p> <p>関係者等 78 名</p> <p>③ わかりやすい情報の提供</p> <p>啓発パンフレット・文具等を作成し、返還要求運動について理解と認識を深めてもらうよう全国各地で行われる各種啓発事業等において配布した。</p> <p>また、協会ウェブサイトは、新規コンテンツの作成、既存コンテンツの迅速な更新等の推進に努め、協会、関係団体・機関で発行しているパンフレッ</p>
--	--	---	---	---

<p>(2) 北方四島との交流事業</p> <p>① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流</p> <p>元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業を関係機関・関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。</p>	<p>トや刊行物などの啓発資料のリスト化を図り、適宜、最新のものに更新し多くの方が容易に入手できるよう努めた。さらに、新たに青少年向けページ「北方領土キッズコーナー」を開設し、わかりやすい情報を積極的に提供するとともに、青少年が領土問題を手軽に学習できるよう工夫した。</p> <p>(2) 北方四島との交流事業</p> <p>① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流</p> <p>○元島民、返還要求運動関係者等の北方四島への訪問</p> <p>《北対協主催》</p> <p>①訪問日：6月30日～7月4日</p> <p>訪問場所：国後島、択捉島</p> <p>参加者：63名（北連協主体）</p> <p>②訪問日：8月1日～4日</p> <p>訪問場所：国後島</p>	<p>トや刊行物などの啓発資料をリスト化しており、適宜、最新のものに更新し多くの方が容易に入手できるよう努めた。また、青少年向けページのアクセシビリティ向上のためデザインを改修した上で、北方領土の自然を紹介するページや、クイズコーナーを新設するなど、青少年が領土問題を手軽に学習できるよう工夫した。さらに、教育者向けに情報を発信するページを新設した。</p> <p>(2) 北方四島との交流事業</p> <p>① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流</p> <p>○元島民、返還要求運動関係者等の北方四島への訪問</p> <p>《北対協主催》</p> <p>①訪問日：7月6日～7月10日</p> <p>訪問場所：国後島、択捉島</p> <p>参加者：65名（北連協主体）</p> <p>②訪問日：7月31日～8月3日</p> <p>訪問場所：色丹島</p>	<p>トや刊行物などの啓発資料をリスト化しており、適宜、最新のものに更新し多くの方が容易に入手できるよう努めた。また、青少年向けページでは、中学・高校生が北方領土問題に関し学習した内容、感想等を取りまとめた「自由研究レポート」を紹介するコーナーを設置した。さらに、教育者向けページでは、「授業構成案」を紹介するコーナーを新設した。</p> <p>(2) 北方四島との交流事業</p> <p>① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流</p> <p>○元島民、返還要求運動関係者等の北方四島への訪問</p> <p>《北対協主催》</p> <p>①訪問日：7月1日～7月5日</p> <p>訪問場所：国後島、択捉島</p> <p>参加者：64名（北連協主体）</p> <p>②訪問日：7月30日～8月2日</p> <p>訪問場所：択捉島</p>	<p>トや刊行物などの啓発資料をリスト化しており、適宜、最新のものに更新し多くの方が容易に入手できるよう努めた。さらに、平成23年度には、ホームページのリニューアルを行い、閲覧者にとって見やすく使いやすいデザインとし利便性を向上させるとともに、新たに動画ページを開設し、北方領土問題の広報・啓発動画の配信を行っている。特に青少年向けや教育者向けとして、動画や学習教材集を作成し、ホームページに掲載しコンテンツの拡充を図った。</p> <p>(2) 北方四島との交流事業</p> <p>① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流</p> <p>○元島民、返還要求運動関係者等の北方四島への訪問</p> <p>《北対協主催》</p> <p>①訪問日：7月7日～7月11日</p> <p>訪問場所：国後島、択捉島</p> <p>参加者：49名（北連協主体）</p> <p>②訪問日：7月29日～8月1日</p> <p>訪問場所：国後島</p>
--	---	---	--	--

	<p>参加者：62名（うち青少年12名、教育関係者訪問事業との合同事業）</p> <p>③訪問日：8月21日～25日 訪問場所：色丹島、択捉島 参加者：63名（県民会議主体）</p> <p>④訪問日：9月19日～22日 訪問場所：色丹島 参加者：48名（返還運動後継者主体） 《道推進委員会主催》</p> <p>①訪問日：5月16日～19日 訪問場所：国後島 参加者：64名（一般訪問）</p> <p>②訪問日：5月30日～6月2日 訪問場所：択捉島 参加者：65名（一般訪問）</p> <p>③訪問日：8月8日～11日 訪問場所：色丹島 参加者：64名（うち青少年29名、教育関係者訪問事業との合同事業）</p> <p>④訪問日：9月12日～15日 訪問場所：国後島 参加者：19名（返還運動後継者主体（少人数））</p>	<p>参加者：63名（うち青少年12名、教育関係者訪問事業との合同事業）</p> <p>③訪問日：8月27日～31日 訪問場所：国後島、色丹島 参加者：60名（県民会議主体）</p> <p>④訪問日：9月18日～21日 訪問場所：択捉島 参加者：50名（返還運動後継者主体） 《道推進委員会主催》</p> <p>①訪問予定日：5月15日～18日 訪問予定場所：国後島、色丹島 ※ロシア側の手続きの遅延により中止</p> <p>②訪問日：5月22日～26日 訪問場所：択捉島 参加者：61名（一般訪問）</p> <p>③訪問日：8月7日～10日 訪問場所：国後島 参加者：65名（うち青少年31名、教育関係者訪問事業との合同事業）</p> <p>④訪問日：8月22日～24日 訪問場所：択捉島 参加者：64名</p> <p>⑤訪問日：9月11日～14日</p>	<p>参加者：61名（うち青少年12名、教育関係者訪問事業との合同事業）</p> <p>③訪問日：8月26日～30日 訪問場所：国後島、色丹島 参加者：57名（県民会議主体）</p> <p>④訪問日：9月17日～20日 訪問場所：国後島 参加者：46名（返還運動後継者主体） 《道推進委員会主催》</p> <p>①訪問日：5月14日～17日 訪問場所：国後島 参加者：61名（一般訪問）</p> <p>②訪問日：5月28日～31日 訪問場所：色丹島 参加者：60名（一般訪問）</p> <p>③訪問日：8月6日～9日 訪問場所：国後島 参加者：65名（うち青少年31名、教育関係者訪問事業との合同事業）</p> <p>④訪問日：8月21日～23日 訪問場所：色丹島 参加者：63名</p> <p>⑤訪問日：9月10日～13日</p>	<p>参加者：65名（うち青少年12名、教育関係者訪問事業との合同事業）</p> <p>③訪問日：8月18日～22日 訪問場所：国後島、択捉島 参加者：50名（県民会議主体）</p> <p>④訪問日：9月16日～19日 訪問場所：色丹島 参加者：48名（返還運動後継者主体） 《道推進委員会主催》</p> <p>①訪問日：5月14日～16日 訪問場所：国後島 参加者：46名（一般訪問）</p> <p>②訪問日：5月27日～30日 訪問場所：色丹島 参加者：48名（一般訪問）</p> <p>③訪問日：8月5日～8日 訪問場所：択捉島 参加者：52名（うち青少年31名、教育関係者訪問事業との合同事業）</p> <p>④訪問日：9月12日～15日 訪問場所：国後島 参加者：41名</p> <p>⑤訪問日：9月12日～15日</p>
--	--	---	--	--

	<p>⑤訪問日：9月12日～15日</p> <p>訪問場所：択捉島</p> <p>参加者：44名（返還運動後継者主体）</p> <p>アンケートでは、8割以上の参加者から有意義であったと回答を得ており、その結果は実施団体で集約、整理・保存し次年度の事業計画を策定する際の参考資料とした。</p> <p>○北方四島在住ロシア人の受入</p> <p>①受入日：6月10日～16日</p> <p>受入場所：青森県</p> <p>受入人数：48名（青少年）</p> <p>②受入日：10月14日～20日</p> <p>受入場所：愛知県</p> <p>受入人数：74名（一般）</p> <p>なお、当年度の交流事業実施前及び実施後においては、関係機関、関係団体との連携を図るための会議等を開催し、効果的、効率的な事業実施や、問題点の共有などに努めた。</p>	<p>訪問場所：国後島</p> <p>参加者：42名（返還運動後継者主体）</p> <p>⑥訪問日：9月11日～14日</p> <p>訪問場所：色丹島</p> <p>参加者：19名（返還運動後継者主体）</p> <p>アンケートでは、7割以上の参加者から有意義であったと回答を得ており、その結果は実施団体で集約、整理・保存し次年度の事業計画を策定する際の参考資料とした。</p> <p>○北方四島在住ロシア人の受入</p> <p>①受入日：6月10日～16日</p> <p>受入場所：富山県</p> <p>受入人数：50名（青少年）</p> <p>②受入日：10月21日～28日</p> <p>受入場所：岩手県</p> <p>受入人数：74名（一般）</p> <p>平成21年度よりロシア人訪問団に対するアンケートを実施し、ほぼすべての団員から満足しているとの回答が得られた。</p>	<p>訪問場所：択捉島</p> <p>参加者：43名（返還運動後継者主体）</p> <p>⑥訪問日：9月10日～13日</p> <p>訪問場所：国後島</p> <p>参加者：20名（返還運動後継者主体）</p> <p>アンケートでは、8割程度の参加者から有意義であったと回答を得ており、その結果は実施団体で集約、整理・保存し次年度の事業計画を策定する際の参考資料とした。</p> <p>○北方四島在住ロシア人の受入</p> <p>①受入日：6月9日～15日</p> <p>受入場所：兵庫県</p> <p>受入人数：48名（青少年）</p> <p>②受入日：10月13日～19日</p> <p>受入場所：茨城県</p> <p>受入人数：72名（一般）</p> <p>ロシア人訪問団に対するアンケートを実施し、ほぼすべての団員から満足しているとの回答が得られた。</p> <p>なお、当年度の交流事業実施前及び</p>	<p>訪問場所：択捉島</p> <p>参加者：20名（返還運動後継者主体）</p> <p>アンケートでは、9割程度の参加者から有意義であったと回答を得ており、その結果は実施団体で集約、整理・保存し次年度の事業計画を策定する際の参考資料とした。</p> <p>○北方四島在住ロシア人の受入</p> <p>①受入日：6月8日～14日</p> <p>受入場所：京都府</p> <p>受入人数：50名（青少年）</p> <p>②受入日：10月19日～25日</p> <p>受入場所：福井県</p> <p>受入人数：70名（一般）</p> <p>ロシア人訪問団に対するアンケートを実施し、ほぼすべての団員から満足しているとの回答が得られた。</p> <p>なお、当年度の交流事業実施前及び実施後においては、関係機関、関係団体との連携を図るための会議等を開催し、効果的、効率的な事業実施や、問</p>
--	--	--	---	--

<p>② 専門家交流</p> <p>専門家による北方四島との交流事業を関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者からの意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。</p> <p>特に、北方四島在住ロシア人に対して、日本語習得の機会を提供するため、日本語講師派遣事業を実施する。その際、日本語講師に対して、報告書の提出を求め、事業内容に反映させる。</p>	<p>② 専門家交流</p> <p>○教育専門家</p> <p>《北対協主催》</p> <p>訪問日：8月1日～4日</p> <p>訪問場所：国後島</p> <p>訪問人数：62名（うち教育関係者35名、青少年者訪問事業との合同事業）</p> <p>《道推進委員会主催》</p> <p>訪問日：8月8日～11日</p> <p>訪問場所：色丹島</p> <p>訪問人数：64名（うち教育関係者18名、青少年訪問事業との合同事業）</p> <p>○日本語講師派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色丹島（派遣人数4名） ・国後島（派遣人数4名） <p>派遣期間：6月7日～7月17日</p> <p>派遣期間：7月22日～8月25日</p>	<p>なお、当年度の交流事業実施前及び実施後においては、関係機関、関係団体との連携を図るための会議等を開催し、効果的、効率的な事業実施や、問題点の共有などに努めた。</p> <p>② 専門家交流</p> <p>○教育専門家</p> <p>《北対協主催》</p> <p>訪問日：7月31日～8月3日</p> <p>訪問場所：色丹島</p> <p>訪問人数：63名（うち教育関係者34名、青少年者訪問事業との合同事業）</p> <p>《道推進委員会主催》</p> <p>訪問日：8月7日～10日</p> <p>訪問場所：国後島</p> <p>訪問人数：65名（うち教育関係者17名、青少年訪問事業との合同事業）</p> <p>○日本語講師派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色丹島（派遣人数4名） ・国後島（派遣人数4名） <p>派遣期間：6月23日～7月23日</p> <p>派遣期間：7月31日～8月31日</p>	<p>実施後においては、関係機関、関係団体との連携を図るための会議等を開催し、効果的、効率的な事業実施や、問題点の共有などに努めた。</p> <p>② 専門家交流</p> <p>○教育専門家</p> <p>《北対協主催》</p> <p>訪問日：7月30日～8月2日</p> <p>訪問場所：択捉島</p> <p>訪問人数：61名（うち教育関係者32名、青少年者訪問事業との合同事業）</p> <p>《道推進委員会主催》</p> <p>訪問日：8月6日～9日</p> <p>訪問場所：国後島</p> <p>訪問人数：65名（うち教育関係者17名、青少年訪問事業との合同事業）</p> <p>○日本語講師派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色丹島（派遣人数4名） ・国後島（派遣人数4名） <p>派遣期間：6月22日～7月24日</p> <p>派遣期間：7月30日～8月30日</p>	<p>題点の共有などに努めた。</p> <p>② 専門家交流</p> <p>○教育専門家</p> <p>《北対協主催》</p> <p>訪問日：7月29日～8月1日</p> <p>訪問場所：国後島</p> <p>訪問人数：65名（うち教育関係者33名、青少年者訪問事業との合同事業）</p> <p>《道推進委員会主催》</p> <p>訪問日：8月5日～8日</p> <p>訪問場所：択捉島</p> <p>訪問人数：52名（うち教育関係者14名、青少年訪問事業との合同事業）</p> <p>○日本語講師派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色丹島（派遣人数4名） ・国後島（派遣人数4名） <p>派遣期間：6月21日～7月23日</p> <p>派遣期間：7月29日～8月26日</p>
---	---	--	---	--

	<p>・択捉島（派遣人数 4 名） 派遣期間：6 月 7 日～7 月 17 日</p> <p>教育専門家からは、アンケートに加え報告書の提出を受けた。報告書には、本事業の今後のあり方について、学習と啓発や友好促進、相互理解、共同的研究の各視点から交流のねらいを明確にし、ねらいに即した団の編成のあり方について提案されており、今後の事業改善に役立つ内容であった。</p> <p>日本語講師派遣事業では、テキスト選定、カリキュラムの作成にあたり、ロシア人受講者の要望を今後も積極的に反映させ、より一層充実した講義内容とするため、アンケート調査を行った。</p> <p>なお、事業実施前には、昨年度の経験を生かして効率的・効果的に事業を実施するために、前年度派遣者も交えた検討会を開催した。その結果、北方四島の特殊性を考慮した授業を円滑に行うことができるようカリキュラムを改善した。</p> <p>また、事業実施後には、報告書の提</p>	<p>・択捉島（派遣人数 4 名） 派遣期間：6 月 30 日～7 月 23 日</p> <p>教育専門家からは、アンケートに加え報告書の提出を受けた。報告書には、学習と啓発や友好促進、相互理解、共同的研究の各視点から、交流の目的に即した事業の方向性に関し提案されており、今後の事業改善に役立つ内容であった。</p> <p>日本語講師派遣事業では、より一層充実した講義内容とするため、ロシア人受講者にアンケート調査を行った。その結果、日本語に興味を持ち、継続的な参加意欲が示されるなど良好な意見が寄せられ、事業の効果が発揮されていることが明確となった。</p> <p>なお、事業実施前には、昨年度の経験を生かして効率的・効果的に事業を実施するために、前年度派遣者も交えた検討会を開催した。その結果、北方四島の特殊性を考慮した授業を円滑に行うことができるようカリキュラムを改善した。</p> <p>また、事業実施後には、報告書の提</p>	<p>・択捉島（派遣人数 4 名） 派遣期間：6 月 22 日～7 月 24 日</p> <p>教育専門家からは、アンケートに加え報告書の提出を受けた。報告書には、学習と啓発や友好促進、相互理解、共同的研究の各視点から、交流の目的に即した事業の方向性に関し提案されており、今後の事業改善に役立つ内容であった。</p> <p>日本語講師派遣事業では、引き続きロシア人受講者にアンケート調査を行った。その結果、多くの良好な意見が寄せられ、事業の効果が発揮されていることが明確となった。</p> <p>なお、事業実施前には、昨年度の経験を生かして効率的・効果的に事業を実施するために、前年度派遣者も交えた検討会を開催した。その結果、北方四島の特殊性を考慮した授業を円滑に行うことができるようカリキュラムを改善した。</p> <p>また、事業実施後には、報告書の提出を受けるとともに、報告会を実施し、次年度の事業実施の際の参考とした。</p>	<p>・択捉島（派遣人数 4 名） 派遣期間：6 月 21 日～7 月 23 日</p> <p>教育専門家からは、アンケートに加え報告書の提出を受けた。報告書には、学習と啓発や友好促進、相互理解、共同的研究の各視点から、交流の目的に即した事業の方向性に関し提案されており、今後の事業改善に役立つ内容であった。</p> <p>日本語講師派遣事業では、引き続きロシア人受講者にアンケート調査を行った。その結果、多くの良好な意見が寄せられ、事業の効果が発揮されていることが明確となった。</p> <p>なお、事業実施前には、昨年度の経験を生かして効率的・効果的に事業を実施するために、前年度派遣者も交えた検討会を開催した。その結果、北方四島の特殊性を考慮した授業を円滑に行うことができるようカリキュラムを改善した。</p> <p>また、事業実施後には、報告書の提出を受けるとともに、報告会を実施し、次年度の事業実施の際の参考とした。</p>
--	--	--	---	---

<p>③ 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保</p> <p>「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(平成19年12月18日関係閣僚申合せ)の趣旨を踏まえ、北方四島交流事業等関係府省等推進協議会に参加する。四島交流等事業に使用する後継船舶については、平成20年度において民間企業に公募をかけて後継船舶に関する提案を受け、事業者を選定し、契約(または協定)を締結するとともに、平成24年度を目途として長期備船に係る本契約を締結する。</p>	<p>出を受けるとともに、報告会を実施し、次年度の事業実施の際の参考とした。</p> <p>③ 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保</p> <p>「北方四島交流事業等関係府省等推進協議会」に参加し、その方針に従い作業を進めた。</p> <p>なお、後継船舶の調達及び運航管理のための請負企業の公正な選定を行う必要があることから、公募における調達方法や、請負企業の選定方法及び事業者から提案された内容等を審査・検討するため、海事関係の専門家から組織される「北方四島交流等事業使用船舶の調達及び提案内容審査等のための委員会」を設置し、3回開催するとともに、選定された請負企業と締結する協定書・契約書について準備を進め、海事専門の弁護士と調整を行った。</p>	<p>出を受けるとともに、報告会を実施し、次年度の事業実施の際の参考とした。</p> <p>③ 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保</p> <p>「北方四島交流事業等関係府省等推進協議会」に参加し、その方針に従い作業を進めた。</p> <p>なお、海事関係の専門家から組織される「北方四島交流等事業使用船舶の調達及び提案内容審査等のための委員会」を昨年引き続き開催し、9月29日開催の委員会において、請負企業を決定した。</p> <p>請負企業決定後には、請負企業が船舶の調達を適性に行うか進行監理業務が必要となることから、海事関係の専門家から構成される「四島交流等事業使用船舶調達に関する業務進行監理等検討会議」を設置し、開催した。さらに、技術的・専門的な事項への対応な</p>	<p>さらに、22年度事業終了後、ビザなし交流の実際の場面で活用できる実践的な教材の作成要望があったことを受け、次年度へ向けた教材作成のため「北方四島における日本語教育教材検討会」を組織し、開催した。</p> <p>③ 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保</p> <p>「北方四島交流事業等関係府省等推進協議会」に参加し、その方針に従い作業を進めた。</p> <p>昨年度に引き続き、「北方四島交流等事業使用船舶調達に関する業務進行監理等検討会議」開催し、進行監理等業務を行った。また、提出を受けた承認図書の確認等の業務も、進行監理等業務契約を締結している専門業者の助言を受けつつ適正な処理を行った。</p> <p>その他、後継船舶の船名の公募を実施し、全国から2,469件の応募を受け、選考の結果、「えとびりか」を船名として決定した。</p>	<p>さらに、22年度に設置した日本語教材検討会を引き続き開催し、四島側の特殊性を考慮した授業を円滑に実施できるよう、オリジナルテキストを作成し、23年度事業より使用を開始した。</p> <p>③ 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保</p> <p>「北方四島交流事業等関係府省等推進協議会」での方針に従い作業を進めた。</p> <p>昨年度に引き続き、「北方四島交流等事業使用船舶調達に関する業務進行監理等検討会議」開催し、進行監理等業務を行った。また、提出を受けた承認図書の確認等の業務も、進行監理等業務契約を締結している専門業者の助言を受けつつ適正な処理を行った。その結果、当該船舶は3月31日に造船所より船主に引き渡され、平成24年度より使用されることとなった。</p> <p>その他、22年度に一般公募を行い決定した船名「えとびりか」について、5月12日に担当大臣より発表が行われ、</p>
--	---	--	--	---

<p>(3) 北方領土問題等に関する調査研究</p> <p>北方領土問題を巡る環境の変化、返還要求運動の当面の課題等を踏まえ、具体的なテーマを選定し、調査研究を行い、これらを返還運動関係者の活動の参考に供するとともに、国民に対して分かりやすく情報提供を行うこととし、ホームページ等を通じて積極的に公表する。</p> <p>その際、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る。</p> <p>なお、協会業務の見直しを踏まえ、恒常的な研究会は廃止し、毎年度開催してきた国際シンポジウムについては、必要に応じ開催することとする。</p>	<p>(3) 北方領土問題等に関する調査研究</p> <p>平成 20 年度のテーマとして“領土のみではなく領海や排他的経済水域にも焦点を当て、北方四島を始め我が国が抱えている国境離島問題の現状とその解決方法について”及び“近時のロシアの国内情勢、対外政策及び北方領土問題を含む日露関係の現状と今後の展望について”を選定し、有識者に研究論文の執筆を依頼して、その研究成果を返還運動関係者に提供するとともに、協会ホームページで情報の提供を行った。</p> <p>また、北方四島交流事業を効果的に実施するためには、北方四島の現状を的確に把握することが重要であることから、試験的に北方四島で発行・配信されている新聞を入手し、必要な記事情報の翻訳を行い、現地情報の収集に努めた。また、交流事業に携わったロ</p>	<p>どに関してサポートを行うための専門業者と進行監理等業務契約を結び、適正な進行監理を進めた。</p> <p>(3) 北方領土問題等に関する調査研究</p> <p>平成 21 年度のテーマとして“日々変化する北方四島の現状”を選定し、訪問事業に参加した有識者に、交流事業に対する在島ロシア人の感情、インフラ整備の進捗状況及び在島ロシア人の社会生活の変化について分析等を行った報告書の作成を依頼し、協会ホームページで情報の提供を行った。</p> <p>また、北方四島で発行・配信されている新聞を入手し、必要な記事情報の翻訳を行い、現地情報の収集に努めた。</p> <p>さらに、日ロ両国間の北方領土交渉の情報の収集にも努め、北方領土に関するトピックスを全国の返還運動関係者に提供し、各種事業や会議等で発信してもらうことにより返還運動の推進に役立てている。当該情報は、協会ホームページでも公表しており、より多くの方に情報を提供している。</p>	<p>(3) 北方領土問題等に関する調査研究</p> <p>平成 22 年度のテーマとして“メドヴェージェフ・ロシア大統領の国後島訪問の意味と今後の対ロ戦略について”を選定し、分野の異なる北方領土問題の有識者に訪問の意味とその背景、更には今後の対ロ戦略について両国関係、国内事情及び国際情勢等多角的な視点から分析等を行った研究レポートの作成を依頼し、協会ホームページで情報の提供を行った。</p> <p>また、日ロ両国間の北方領土交渉の情報の収集に努め、北方領土に関するトピックスを全国の返還運動関係者に提供し、各種事業や会議等で発信してもらうことにより返還運動の推進に役立てた。当該情報は、協会ホームページでも公表しており、より多くの方に情報を提供している。</p> <p>さらに、現地の様子を紹介した「北</p>	<p>併せて協会ホームページでも公表した。</p> <p>(3) 北方領土問題等に関する調査研究</p> <p>平成 23 年度は、ロシア政府のクリル社会経済発展プログラムにより急激に変化を遂げようとしている北方領土の近時の状況を把握するため、数次におたり北方領土を訪問した学識者に四島の経年的な変化を分析する研究レポートの作成を依頼し、協会ホームページで情報の提供を行った。</p> <p>また、日ロ両国間の北方領土交渉の情報の収集に努め、北方領土に関するトピックスを全国の返還運動関係者に提供し、各種事業や会議等で発信してもらうことにより返還運動の推進に役立てた。当該情報は、協会ホームページでも公表しており、より多くの方に情報を提供している。</p> <p>さらに、北方領土学習教材集の作成に資するため、その基礎となる北方領土教育の実態や学習教材集へのニーズ</p>
--	--	---	--	--

<p>(4) 元島民等の援護</p> <p>① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援</p> <p>(7) 元島民等が行う研修活動や署名活動を支援する。</p> <p>(イ) 戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援する。</p>	<p>シア語通訳を集め、「北方四島の現状等を意見聴取するための交流するための懇談会」を開催した。</p> <p>(4) 元島民等の援護</p> <p>① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援</p> <p>(7)元島民は、返還運動の重要な役割を果たしており、これら元島民の連携の強化、また、自らの役割を再確認するため研修・交流会の開催を4回計画し、予定通り開催した。</p> <p>また、元島民等で構成される団体が行う署名活動に対し支援を行った。</p> <p>[支援状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署名用紙の印刷 ・収集された署名簿の製本 ・啓発資材の作成 等 <p>(イ)北方領土が日本固有の領土であり、日本国民が居住していたことを後世に伝承する資料として、終戦当時の北方</p>	<p>(4) 元島民等の援護</p> <p>① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援</p> <p>(7)元島民は、返還運動の重要な役割を果たしており、これら元島民の連携の強化、また、自らの役割を再確認するため研修・交流会の開催を4回計画し、予定通り開催した。</p> <p>また、元島民等で構成される団体が行う署名活動に対し支援を行った。</p> <p>[支援状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署名用紙の印刷 ・収集された署名簿の製本 ・啓発資材の作成 等 <p>(イ)元島民の戦前の貴重な北方領土関連資料の散逸、劣化・損傷を防ぎながら、広く国民に公開し北方領土問題の理解</p>	<p>方領土情報」を定期購読し、現地情報の収集に努めた。</p> <p>(4) 元島民等の援護</p> <p>① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援</p> <p>(7)元島民は、返還運動の重要な役割を果たしており、これら元島民の連携の強化、また、自らの役割を再確認するため研修・交流会の開催を4回計画し、予定通り開催した。</p> <p>また、元島民等で構成される団体が行う署名活動に対し支援を行った。</p> <p>[支援状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署名用紙の印刷 ・収集された署名簿の製本 ・啓発資材の作成 等 <p>(イ)元島民の戦前の貴重な北方領土関連資料の散逸、劣化・損傷を防ぎながら、広く国民に公開し北方領土問題の理解</p>	<p>を把握するためのアンケート調査を実施し、その結果分析を行い、協会ホームページ上で公開した。</p> <p>(4) 元島民等の援護</p> <p>① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援</p> <p>(7)元島民は、返還運動の重要な役割を果たしており、これら元島民の連携の強化、また、自らの役割を再確認するため研修・交流会の開催を2回計画し、予定通り開催した。</p> <p>また、元島民等で構成される団体が行う署名活動に対し支援を行った。</p> <p>[支援状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署名用紙の印刷 ・収集された署名簿の製本 ・啓発資材の作成 等 <p>さらに、元島民の団体が実施する研修会、啓発活動等の事業、のべ29事業に対して支援を行った。</p> <p>(イ)元島民の戦前の貴重な北方領土関連資料の散逸、劣化・損傷を防ぎながら、広く国民に公開し北方領土問題の理解</p>
--	--	--	---	--

<p>② 自由訪問に対する支援</p> <p>元島民等により構成される団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を実施する。</p>	<p>四島居住者の状況を居住地跡地図として作成した「北方四島居住地図」（色丹島・歯舞群島）を作成した。</p> <p>[資料名] 北方四島居住地図（色丹島・歯舞群島）</p> <p>[配布先] 各関係機関・団体等に配布し、啓発資料及び訪問事業等の基礎資料として活用</p> <p>② 自由訪問に対する支援</p> <p>①訪問日：5月21日～23日 訪問場所：国後島（古丹消） 訪問人数：43名 ※荒天のため、日程及び訪問先変更</p> <p>②訪問日：7月8日～11日 訪問場所：択捉島 （留別、ポンヤリ） 訪問人数：41名</p> <p>③訪問日：7月25日～28日 訪問場所：歯舞群島志発島 （カフェノツ） 訪問人数：61名</p>	<p>を深める機会の提供を行うため、「北方領土関連資料発信事業」に対し支援を行った。平成21年度においては、収集した資料をホームページで情報発信するとともに、元島民が所有する資料等を収集保存するための事前調査などを行った。</p> <p>② 自由訪問に対する支援</p> <p>①訪問日：6月5日～8日 訪問場所：国後島 （乳呑路、礼文磯、白糖泊） 訪問人数：55名</p> <p>②訪問日：6月30日～7月3日 訪問場所：択捉島 （フシココタン、紗那、別飛） 訪問人数：45名</p> <p>③訪問日：8月14日～17日 訪問場所：国後島（泊） 訪問人数：47名</p> <p>④訪問日：9月4日～7日</p>	<p>を深める機会の提供を行うため、「北方領土関連資料発信事業」に対し支援を行った。平成22年度においては、北方領土関連資料寄贈等資料収集実施要領を制定し、個別資料の審査を実施するとともに、北方領土関連資料目録を作成した。</p> <p>② 自由訪問に対する支援</p> <p>①訪問日：6月4日～7日 訪問場所：色丹島 （斜古丹、クリル人墓地、アナマ、稲茂尻、チボイ） 訪問人数：46名</p> <p>②訪問日：7月9日～12日 訪問場所：択捉島 （グヤ、入里節、十五夜萌） 訪問人数：54名</p> <p>③訪問日：8月13日～16日 訪問場所：歯舞群島水晶島 （秋味場）</p>	<p>を深める機会の提供を行うため、「北方領土関連資料発信事業」に対し支援を行った。平成23年度においては、本事業の最終年度であり、資料や写真の収集整理をするとともに、広く関連資料や図書を収集し保存整備した。また、収集した資料等を千島連盟ホームページに掲載するとともに、写真を収録したDVDを作成し、関係機関に配布した。さらにパネルを作成し、各地で展示を行った。</p> <p>② 自由訪問に対する支援</p> <p>①訪問日：6月3日～6日 訪問場所：歯舞群島志発島 （西浦泊） 訪問人数：43名</p> <p>②訪問日：7月1日～4日 訪問場所：択捉島 （シヤリス、薬取） 訪問人数：50名</p> <p>③訪問日：8月10日～12日 訪問場所：歯舞群島勇留島 （トコマ） 訪問人数：41名</p>
---	---	--	--	---

<p>(5) 北方地域旧漁業権者等に対する 融資事業</p>	<p>④訪問日：8月29日～9月1日 訪問場所：国後島 (東沸、中ノ古丹) 訪問人数：56名</p> <p>なお、4回の訪問すべてについて、 実施して事前研修を行った。</p> <p>(5) 北方地域旧漁業権者等に対する 融資事業</p>	<p>訪問場所：色丹島 (能登呂、キリトウシ) 歯舞群島水晶島 (茂尻消、ボッキゼンベ) 訪問人数：44名</p> <p>なお、4回の訪問すべてについて、 実施して事前研修を行った。</p> <p>(5) 北方地域旧漁業権者等に対する 融資事業</p>	<p>歯舞群島秋勇留島 (オタモイ) 訪問人数：45名</p> <p>④訪問日：9月1日～3日 訪問場所：歯舞群島多楽島 (フルベツ、ヒラリウス) 訪問人数：54名</p> <p>⑤訪問日：9月6日～8日 訪問場所：国後島 (瀬石、古釜布、近布内) 訪問人数：54名</p> <p>なお、5回の訪問すべてについて、 実施して事前研修を行った。</p> <p>(5) 北方地域旧漁業権者等に対する 融資事業</p>	<p>④訪問日：8月24日～26日 訪問場所：国後島 (ボンキナシリ、中ノ古丹) 訪問人数：38名</p> <p>⑤訪問日：8月29日～9月1日 訪問場所：歯舞群島水晶島 (茂尻消、ボッキゼンベ) 色丹島(能登呂) 訪問人数：42名</p> <p>⑥訪問日：9月23日～26日 訪問場所：国後島 (植沖、植内、ラシコマン ベツ) 訪問人数：40名</p> <p>⑦訪問日：9月30日～10月3日 訪問場所：国後島 (ブニ、オタトミ、ハッチ ヤス、古丹消) 訪問人数：39名</p> <p>なお、5回の訪問すべてについて、 実施して事前研修を行った。</p> <p>(5) 北方地域旧漁業権者等に対する 融資事業</p>
------------------------------------	---	--	--	---

<p>「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」(昭和三十六年法律第百六十二号)の趣旨を踏まえつつ、北方地域旧漁業権者等に対する融資事業を効果的・効率的に実施できるよう、以下のように努める。</p> <p>① 融資制度の周知</p> <p>融資の内容及び手続き等並びに平成20年4月1日より一部変更となる元居住者の要件及び新たに導入された死後承継制度の周知を図るため、対象者が多く居住する地区で融資説明・相談会を開催するとともに、機関紙等を活用した広報を実施する。</p> <p>② 関係金融機関との連携強化</p>	<p>① 融資制度の周知</p> <p>融資内容等の周知や要望等の聴取を目的とした融資説明会及び新規貸付・生前承継手続等について、個別対応をする融資相談会を対象者が多く居住する10地区での開催を計画したが、法対象者の要望により中標津町と別海町の2地区を加えた12地区で13回開催し(昨年実績13回開催)した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者数 507名(昨年490名) ・相談件数 122件(昨年120件) <p>また、上記説明会等の他に、協会ホームページやダイレクトメール、協会広報誌などを利用して周知を図った。</p> <p>② 関係金融機関との連携強化</p>	<p>① 融資制度の周知</p> <p>融資内容等の周知や要望等の聴取を目的とした融資説明会及び新規貸付・生前承継手続等について、個別対応をする融資相談会を対象者が多く居住する10地区での開催を計画したが、法対象者の要望により中標津町と別海町の2地区を加えた12地区で13回開催し(昨年実績13回開催)した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者数 493名(昨年507名) ・相談件数 116件(昨年122件) <p>また、上記説明会等の他に、協会ホームページやダイレクトメール、協会広報誌などを利用して周知を図った。</p> <p>② 関係金融機関との連携強化</p>	<p>① 融資制度の周知</p> <p>融資内容等の周知や要望等の聴取を目的とした融資説明会及び新規貸付・生前承継手続等について、個別対応をする融資相談会を対象者が多く居住する9地区での開催を計画したが、開催要のあった2地区を加えた11地区で12回開催し(昨年実績13回開催)した。なお、東日本大震災の影響で、当初開催を計画していた浜中町は開催中止とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者数 509名(昨年493名) ・相談件数 108件(昨年116件) <p>また、上記説明会等の他に、協会ホームページやダイレクトメール、協会広報誌などを利用して周知を図った。</p> <p>② 関係金融機関との連携強化</p>	<p>① 融資制度の周知</p> <p>融資内容等の周知や要望等の聴取を目的とした融資説明会及び新規貸付・生前承継手続等について、個別対応をする融資相談会を対象者が多く居住する10地区での開催を計画したが、開催要のあった2地区を加えた12地区で13回開催し(昨年実績12回開催)した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者数 512名(昨年509名) ・相談件数 127件(昨年108件) <p>また、上記説明会等の他に、協会ホームページやダイレクトメール、協会広報誌、根室新聞への広告掲載などを利用して周知を図った。</p> <p>② 関係金融機関との連携強化</p>
---	---	---	---	--

<p>制度利用の円滑化を図るため、関係金融機関（転貸・委託貸に関わる金融機関をいう。）との連携を一層強化する。</p>	<p>融資業務の拡充と一層の円滑化を図るため会議を開催し、関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にし、制度利用の促進を図った。</p> <p>また、金融機関担当者の事務の円滑化を図るために「代理貸付の手引」を改正し、取扱金融機関に配布した。</p> <p>〔漁業協同組合担当者会議〕 開催日：5月9日 参加者：根室管内漁協等21名</p> <p>〔関係機関実務担当者会議〕 開催日：5月9日 参加者：転貸組合、委託金融機関、関係市町村等37名</p>	<p>融資業務の拡充と一層の円滑化を図るため会議を開催し、関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にし、制度利用の促進を図った。</p> <p>〔漁業協同組合担当者会議〕 開催日：4月24日 参加者：根室管内漁協等20名</p> <p>〔関係機関実務担当者会議〕 開催日：4月24日 参加者：転貸組合、委託金融機関、関係市町村等36名</p>	<p>融資業務の拡充と一層の円滑化を図るため会議を開催し、関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にし、制度利用の促進を図った。</p> <p>〔漁業協同組合担当者会議〕 開催日：4月23日 参加者：根室管内漁協等19名</p> <p>〔関係機関実務担当者会議〕 開催日：4月23日 参加者：転貸組合、委託金融機関、関係市町村等37名</p>	<p>融資業務の拡充と一層の円滑化を図るため会議を開催し、関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にし、制度利用の促進を図った。</p> <p>〔漁業協同組合担当者会議〕 開催日：4月22日 参加者：根室管内漁協等19名</p> <p>〔関係機関実務担当者会議〕 開催日：4月22日 参加者：転貸組合、委託金融機関、関係市町村等34名</p>
<p>③リスク管理債権の適正な管理</p> <p>電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を適時的確に講ずることにより、債権の回収に努めるとともに、生活資金、更正資金、修学資金、住宅改良資金については、リスク債権の一層の低減化を図るため、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持する。</p>	<p>③リスク管理債権の適正な管理</p> <p>信用リスクの管理は、初期延滞者に対する督促を重点に、3ヶ月未満の延滞先に対する電話督促461件、3ヶ月以上の長期延滞先に対する電話督促461件及び文書督促415件、弁護士名文書督促35件、実態調査46件を実施し、管理・回収に努めた。</p> <p>全資金のリスク管理債権比率は2.65%であり、計画どおり全国預金取</p>	<p>③リスク管理債権の適正な管理</p> <p>信用リスクの管理は、初期延滞者に対する督促を重点に、3ヶ月未満の延滞先に対する電話督促454件、3ヶ月以上の長期延滞先に対する電話督促439件及び文書督促407件、弁護士名文書督促30件、実態調査42件を実施し、管理・回収に努めた。</p> <p>また、新規貸付の与信判断の制度を上げるため、個人信用情報システムを</p>	<p>③リスク管理債権の適正な管理</p> <p>信用リスクの管理は、初期延滞者に対する督促を重点に、3ヶ月未満の延滞先に対する電話督促409件、3ヶ月以上の長期延滞先に対する電話督促373件及び文書督促347件、弁護士名文書督促26件、実態調査39件を実施し、管理・回収に努めた。</p> <p>また、個人情報管理の徹底のため、21年度に導入した個人信用情報システ</p>	<p>③リスク管理債権の適正な管理</p> <p>信用リスクの管理は、初期延滞者に対する督促を重点に、3ヶ月未満の延滞先に対する電話督促368件、3ヶ月以上の長期延滞先に対する電話督促318件及び文書督促345件、弁護士名文書督促18件、実態調査43件を実施し、管理・回収に努めた。</p> <p>また、管理グループに1名、融資グループに2名の個人情報取扱主任者を</p>

<p>また、業務実施にあたっては、協会</p>	<p>扱金融機関の 18 年度末平均比率 3.31%以下に抑制した。</p> <p>更生・生活資金のリスク管理債権額は 24,155 千円であり、前中期計画期間中の平均残高 36,657 千円の 65.9%まで縮減した。</p> <p>修学資金については、新たに成人に達した就学者の全員について、連帯債務契約を締結し、債権保全を強化した。</p> <p>住宅改良資金のリスク管理債権額は 43,334 千円であり、前中期計画期間中の平均残高 56,965 千円の 76.1%まで縮減した。</p> <p>なお、貸付に際しての審査・採択については、資金ごとに重点項目を設定し、貸付条件の厳格化を行っている。</p> <p>特に 資格者の高齢化が進んでおり、借入者が高齢の場合には連帯債務者や連帯保証人を強化するなどして、債権保全を行った。</p>	<p>導入した。</p> <p>全資金のリスク管理債権比率は 1.95%であり、計画どおり全国預金取扱金融機関の 19 年度末平均比率 3.11%以下に抑制した。</p> <p>更生・生活資金のリスク管理債権額は 19,101 千円であり、前中期計画期間中の平均残高 36,657 千円の 52.1%まで縮減した。</p> <p>修学資金については、新たに成人に達した就学者の全員について、連帯債務契約を締結し、債権保全を強化した。</p> <p>住宅改良資金のリスク管理債権額は 37,264 千円であり、前中期計画期間中の平均残高 56,965 千円の 65.4%まで縮減した。</p> <p>なお、貸付に際しての審査・採択については、資金ごとに重点項目を設定し、貸付条件の厳格化を行っている。</p> <p>特に 資格者の高齢化が進んでおり、借入者が高齢の場合には保証条件を強化するなどして、債権保全を行った。</p>	<p>ムの運用に携わっている職員 3 名が個人情報取扱主任者に認定された。</p> <p>全資金のリスク管理債権比率は 2.04%であり、計画どおり全国預金取扱金融機関の 20 年度末平均比率 2.96%以下に抑制した。</p> <p>更生・生活資金のリスク管理債権額は 18,468 千円であり、前中期計画期間中の平均残高 36,657 千円の 50.4%まで縮減した。</p> <p>修学資金については、新たに成人に達した就学者の全員について、連帯債務契約を締結し、債権保全を強化した。</p> <p>住宅改良資金のリスク管理債権額は 35,642 千円であり、前中期計画期間中の平均残高 56,965 千円の 62.6%まで縮減した。</p> <p>なお、貸付に際しての審査・採択については、資金ごとに重点項目を設定し、貸付条件の厳格化を行っている。</p> <p>特に 資格者の高齢化が進んでおり、借入者が高齢の場合には保証条件を強化するなどして、債権保全を行った。</p>	<p>配置し、個人情報の適切な管理に努めた。</p> <p>全資金のリスク管理債権比率は 1.92%であり、計画どおり全国預金取扱金融機関の 21 年度末平均比率 3.00%以下に抑制した。</p> <p>更生・生活資金のリスク管理債権額は 14,891 千円であり、前中期計画期間中の平均残高 36,657 千円の 45.1%まで縮減した。</p> <p>修学資金については、新たに成人に達した就学者の全員について、連帯債務契約を締結し、債権保全を強化した。</p> <p>住宅改良資金のリスク管理債権額は 28,310 千円であり、前中期計画期間中の平均残高 56,965 千円の 49.7%まで縮減した。</p> <p>なお、貸付に際しての審査・採択については、資金ごとに重点項目を設定し、貸付条件の厳格化を行っている。</p> <p>特に 資格者の高齢化が進んでおり、借入者が高齢の場合には保証条件を強化するなどして、債権保全を行った。</p>
-------------------------	--	--	---	--

<p>業務の見直しを踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度当初から法人資金の貸付を停止すること。 ・住宅新築資金の在り方については、主務官庁の方針が決定された後、一定の周知期間を置いた上で、当該方針に従い、その措置を講ずること。 ・主務官庁において行う、すべての貸付資金についての必要性等の再検証及び国からの利子補給金抑制策についての検討結果を受け、上記の措置を含め必要な措置を講ずること。 	<p>○平成20年度当初より、法人資金の貸付を停止した。</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>○住宅新築資金については引き続き存続し、方対象者の多様なニーズを的確に把握し、融資の利便性の一層の向上を図ることが重要との方針が示され、またすべての貸付資金についても、利用者の資金需要を的確に把握するとともに、その結果を踏まえた的確な資金計画を策定し、その一層の効果的な実施を図るとの方針が示された。</p> <p>これらの方針に従い、前年度に実施した資金需要調査の結果も踏まえ、以下の見直しを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改良資金、住宅新築資金及び土地取得資金を統合し、住宅資金とした。 ・漁業設備資金の限度額を3000万円から6000万円に引き上げた。 ・農業設備資金の限度額を1800万円から3500万円に引き上げた。 ・統合した住宅資金の限度額を3000
--	---	----------------------------	----------------------------	--

<p>3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、 収支計画及び資金計画</p>	<p>3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、 収支計画及び資金計画</p> <p>予算、収支計画、資金計画に対する 実績額：平成 20 事業年度財務諸表等参 照</p> <p>年度計画に定める予算に対する決算 において、残額が生じているが、人件 費における人事交流等による給与額の 減や、業務費における入札差額による 経費の削減、貸付業務に関する短期・ 長期借入金の減少により金利負担が軽</p>	<p>3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、 収支計画及び資金計画</p> <p>予算、収支計画、資金計画に対する 実績額：平成 21 事業年度財務諸表等参 照</p> <p>年度計画に定める予算に対する決算 において、残額が生じているが、人件 費における人事交流等による給与額の 減や、業務費における入札差額による 経費の削減、貸付業務に関する短期・ 長期借入金の減少により金利負担が軽</p>	<p>3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、 収支計画及び資金計画</p> <p>予算、収支計画、資金計画に対する 実績額：平成 22 事業年度財務諸表等参 照</p> <p>年度計画に定める予算に対する決算 において、残額が生じているが、人件 費における人事交流等による給与額の 減や、業務費における入札差額による 経費の削減、貸付業務に関する短期・ 長期借入金の減少により金利負担が軽</p>	<p>万円に引き上げた上で、所要額に占 める貸付可能割合を 8 割から 9 割に 引き上げた。</p> <p>・融資資格承継の生計維持要件認定 基準を改定し、従来対象としていた 同居、扶養、金銭援助に加え、元居 住者等有する債務の連帯保証人等 である場合や、介助等を行っている 場合も対象とした。また、これまで は生計維持関係を明らかに確認でき るものの提出が必須だったが、困難 な場合には、それに代わる所定様式 の提出により承継を可能とした。</p> <p>3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、 収支計画及び資金計画</p> <p>予算、収支計画、資金計画に対する 実績額：平成 23 事業年度財務諸表等参 照</p> <p>年度計画に定める予算に対する決算 において、残額が生じているが、人件 費における人事交流等による給与額の 減や、業務費における入札差額による 経費の削減、貸付業務に関する短期・ 長期借入金の減少により金利負担が軽</p>
--	---	---	---	--

<p>4. 短期借入金の限度額</p> <p>【一般業務勘定】</p> <p>運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間5千万円とする。</p> <p>【貸付業務勘定】</p> <p>貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間14億円とする。</p> <p>5. 重要な財産の処分等に関する計画</p> <p>低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。</p>	<p>減されたため等による残額である。</p> <p>4. 短期借入金の限度額</p> <p>【一般業務勘定】</p> <p>該当なし</p> <p>【貸付業務勘定】</p> <p>8億円</p> <p>5. 重要な財産の処分等に関する計画</p> <p>担保差入相当額の範囲の長期借入金（有担保扱い）については、預け入れ利率プラス0.5%という低利率が適用された。</p> <p>〔差入れ先〕</p> <p>北洋銀行4億円、北海道信漁連4億円、信金中央金庫1億円、三菱東京UFJ銀行1億円</p>	<p>減されたため等による残額である。</p> <p>4. 短期借入金の限度額</p> <p>【一般業務勘定】</p> <p>該当なし</p> <p>【貸付業務勘定】</p> <p>8億円</p> <p>5. 重要な財産の処分等に関する計画</p> <p>担保差入相当額の範囲の長期借入金（有担保扱い）については、預け入れ利率プラス0.5%という低利率が適用された。</p> <p>〔差入れ先〕</p> <p>北洋銀行4億円、北海道信漁連3.2億円、信金中央金庫1億円、三菱東京UFJ銀行1億円、大地みらい信用金庫0.8億円</p>	<p>減されたため等による残額である。</p> <p>4. 短期借入金の限度額</p> <p>【一般業務勘定】</p> <p>該当なし</p> <p>【貸付業務勘定】</p> <p>7.7億円</p> <p>5. 重要な財産の処分等に関する計画</p> <p>担保差入相当額の範囲の長期借入金（有担保扱い）については、預け入れ利率プラス0.5%という低利率が適用された。</p> <p>〔差入れ先〕</p> <p>北洋銀行4億円、北海道信漁連2.5億円、信金中央金庫1.5億円、三菱東京UFJ銀行1億円、大地みらい信用金庫1億円</p>	<p>減されたため等による残額である。</p> <p>4. 短期借入金の限度額</p> <p>【一般業務勘定】</p> <p>該当なし</p> <p>【貸付業務勘定】</p> <p>6.4億円</p> <p>5. 重要な財産の処分等に関する計画</p> <p>担保差入相当額の範囲の長期借入金（有担保扱い）については、預け入れ利率プラス0.5%という低利率が適用された。</p> <p>〔差入れ先〕</p> <p>北洋銀行4億円、北海道信漁連2.5億円、信金中央金庫1.5億円、三菱東京UFJ銀行1億円、大地みらい信用金庫1億円</p>
---	---	--	--	--

<p>6. 剰余金の使途</p> <p>剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。</p> <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画</p> <p>下記の北方領土啓発施設について必要な改修を行う。</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="143 724 508 1163"> <thead> <tr> <th>施設名 (所在地)</th> <th>予定額</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①北方館 (根室市 納沙布岬)</td> <td>7 9</td> <td>施設整備費 補助金</td> </tr> <tr> <td>②別海北方 展望塔 (別海町 尾岱沼)</td> <td>6 4</td> <td>施設整備費 補助金</td> </tr> </tbody> </table>	施設名 (所在地)	予定額	財源	①北方館 (根室市 納沙布岬)	7 9	施設整備費 補助金	②別海北方 展望塔 (別海町 尾岱沼)	6 4	施設整備費 補助金	<p>6. 剰余金の使途</p> <p>該当なし</p> <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画</p> <p>該当なし</p>	<p>6. 剰余金の使途</p> <p>該当なし</p> <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画</p> <p>協会の有する啓発施設のうち「北方館」と「別海北方展望塔」については、いずれも建設から約30年が経過し、施設・整備の老朽化が進んでいることから、これら施設の設備を政部するため、関係機関等と協議を行った。</p> <p>その上で、21年度は「別海北方展望塔」の改修工事の設計を行い、22年度の両施設の本格的改修工事の準備を進めた。</p>	<p>6. 剰余金の使途</p> <p>該当なし</p> <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画</p> <p>協会の有する啓発施設のうち「北方館」と「別海北方展望塔」については、いずれも建設から30年が経過しており、施設・設備の老朽化対策、バリアフリー推進のため、施設の改修工事を実施した。</p> <p>《北方館》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁、窓枠改修工事 ・温水暖房改修工事 ・トイレの増設 等 <p>《別海北方展望塔》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓枠・シャッター改修工事 ・暖房設備改修工事 ・障害者用トイレ、スロープ等改修工事 ・トイレ改修工事 等 	<p>6. 剰余金の使途</p> <p>該当なし</p> <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画</p> <p>協会の有する啓発施設のうち「北方館」及び「別海北方展望塔」について、施設の改修工事を実施した。</p> <p>《北方館》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上の防水工事 ・研修室の拡充 等 <p>《別海北方展望塔》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター設置工事 ・周辺フェンス整備 等
施設名 (所在地)	予定額	財源											
①北方館 (根室市 納沙布岬)	7 9	施設整備費 補助金											
②別海北方 展望塔 (別海町 尾岱沼)	6 4	施設整備費 補助金											

<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>① 方針</p> <p>職員の適性を的確に把握し、適性に 応じた人員配置を行う。</p> <p>業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。</p> <p>② 人員に係る指標</p> <p>期末の常勤職員数は、期首より 1 名削減するものとする。</p> <p>(参考 1)</p> <p>1) 期首の常勤職員数 18 人 2) 期末の常勤職員数 17 人</p> <p>(参考 2) 中期計画期間中の人件費総額</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見込み</p> <p>【法人単位】 990 百万円 (非常勤役員報酬を除く)</p>	<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>職員の適正を見極めながら、人員配置を行うよう努めた。</p> <p>なお、スタッフ制の導入を受け、より機能的な組織運営及び業務遂行能力の一層の向上を図るためには、職員一人一人の能力向上が欠かせないことから、各種研修会に職員を積極的に派遣し、職員の能力の向上を図った。その結果、研修で学んだことを活かすこと によって、事務を円滑に遂行することにつながり、業務効率を高めることができた。</p> <p>—</p>	<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>職員の適正を見極めながら、人員配置を行うよう努めた。</p> <p>なお、スタッフ制の導入を受け、より機能的な組織運営及び業務遂行能力の一層の向上を図るためには、職員一人一人の能力向上が欠かせないことから、各種研修会に職員を積極的に派遣し、職員の能力の向上を図った。その結果、研修で学んだことを活かすこと によって、事務を円滑に遂行することにつながり、業務効率を高めることができた。</p> <p>—</p>	<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>職員の適正を見極めながら、人員配置を行うよう努めた。</p> <p>なお、スタッフ制の導入を受け、より機能的な組織運営及び業務遂行能力の一層の向上を図るためには、職員一人一人の能力向上が欠かせないことから、各種研修会に職員を積極的に派遣し、職員の能力の向上を図った。その結果、研修で学んだことを活かすこと によって、事務を円滑に遂行することにつながり、業務効率を高めることができた。</p> <p>・平成 22 年度末に常勤職員を 1 名削減した。</p>	<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>職員の適正を見極めながら、人員配置を行うよう努めた。</p> <p>なお、スタッフ制の導入を受け、より機能的な組織運営及び業務遂行能力の一層の向上を図るためには、職員一人一人の能力向上が欠かせないことから、各種研修会に職員を積極的に派遣し、職員の能力の向上を図った。その結果、研修で学んだことを活かすこと によって、事務を円滑に遂行することにつながり、業務効率を高めることができた。</p> <p>—</p>
--	---	---	---	---